

随意契約理由書

- 1 請負業者名 : (株)大亀工務店
- 2 工事件名 : 京都御所御車寄ほか桧皮葺屋根葺替に伴うその他整備第3回工事
- 3 随意契約理由 :

京都御所御車寄は、経年による腐朽・破損が著しく、また木部の腐朽及び棟瓦葺、外壁等にも亀裂破損が甚だしいので、2カ年計画で葺替及びその他整備工事を実施している。

本工事は前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号イにより、株式会社大亀工務店と随意契約を締結するものである。

随意契約調書

1	契約年月日	平成18年4月3日
2	請負業者名	(株)大亀工務店
3	請負業者の住所	京都市西京区大原野上里南ノ町544-8
4	工事件名	京都御所御車寄ほか桧皮葺屋根葺替に伴うその他整備第3回工事
5	工事場所	京都市上京区京都御苑(京都御所内)
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	桧皮葺を除く建築一式
8	工(自)期	平成18年4月1日
9	工(至)期	平成18年9月29日
10	請負金額	41,475,000円

変更契約調書

第1回変更

1	契約年月日	平成18年 4月 3日
2	契約業者名	株式会社 大亀工務店
3	契約業者の住所	京都市西京区大原野上里南ノ町544-8
4	工事件名	京都御所御車寄ほか桧皮葺屋根葺替に伴うその他整備第3回工事
5	工事場所	京都市上京区京都御苑
6	工事種別	建築工事一式
7	工事概要	桧皮葺を除く建築一式
8	工期(自)	平成18年 4月 1日
9	工期(至)	平成18年 9月29日
10	契約金額(税込)	41,475,000円
11	契約金額(税抜)	39,500,000円
12	変更契約年月日	平成18年 9月 4日
13	変更後工期(至)	平成18年 9月29日
14	変更増減金額(税込)	2,625,000円
15	変更増減金額(税抜)	2,500,000円
16	変更後金額(税込)	44,100,000円
17	変更後金額(税抜)	42,000,000円
18	変更理由	工事の進捗に伴い、漆喰の塗替及び建具修繕、スギゴケ張替等を行う必要性が生じたため、今回変更するものである。

随意契約理由書

1 請負業者名 : (株)岡野組

2 工 事 件 名 : 京都大宮御所(事務棟)整備第2回工事

3 随意契約理由 : 上記建物は経年の腐朽・破損が著しいため、2カ年計画で耐震補強工事等の改修工事を実施している。
本工事は前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。
よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号イにより、株式会社岡野組と随意契約を締結するものである。

随意契約調書

1	契約年月日	平成18年4月3日
2	請負業者名	(株)岡野組
3	請負業者の住所	京都市左京区岡崎円勝寺町85番地の4
4	工事件名	京都大宮御所(事務棟)整備第回工事
5	工事場所	京都市上京区京都御苑(京都大宮御所内)
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	事務棟整備
8	工(自)期	平成18年4月1日
9	工(至)期	平成18年10月31日
10	請負金額	246,750,000円

変更契約調書

第1回変更

1	契約年月日	平成18年 4月 3日
2	契約業者名	株式会社 岡野組
3	契約業者の住所	京都市左京区岡崎円勝寺町85番地の4
4	工事件名	京都大宮御所（事務棟）整備第2回工事
5	工事場所	京都市上京区京都御苑
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	事務棟整備
8	工 期（自）	平成18年 4月 1日
9	工 期（至）	平成18年10月31日
10	契約金額（税込）	246,750,000円
11	契約金額（税抜）	235,000,000円
12	変更契約年月日	平成18年10月26日
13	変更後工期（至）	平成18年10月31日
14	変更増減金額（税込）	31,815,000円
15	変更増減金額（税抜）	30,300,000円
16	変更後金額（税込）	278,565,000円
17	変更後金額（税抜）	265,300,000円
18	変更理由	今回は、工事の進捗状況に伴い、建築・電気設備・機械設備工事に変更の必要性が生じたため、行うものである。

随意契約理由書

- 1 請負業者名 : (株) 大林組
- 2 工 事 件 名 : 京都御所紫宸殿廻り月華門北側回廊ほか本瓦葺屋根葺替その他整備第2回工事
- 3 随意契約理由 : 月華門北側回廊及び下侍の本瓦葺屋根は、経年による破損が著しいため全面的な葺替を行うと共に、木部塗装・漆喰壁塗替等の整備工事を実施している。
本工事は前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。
よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号イにより、株式会社大林組と随意契約を締結するものである。

随意契約調書

1	契約年月日	平成 18 年 4 月 3 日
2	請負業者名	(株) 大林組
3	請負業者の住所	大阪府中央区北浜東 4 番 3 3 号
4	工 事 件 名	京都御所紫宸殿廻り月華門北側回廊ほか本瓦葺屋根葺替その他整備 第 2 回工事
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑 (京都御所内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	瓦葺屋根葺替その他
8	工 (自) 期	平成 18 年 4 月 1 日
9	工 (至) 期	平成 18 年 6 月 30 日
10	請 負 金 額	28,350,000 円

随意契約理由書

- 1 請負業者名 : (株) 松村工務店

- 2 工 事 件 名 : 京都御所御車寄ほか桧皮葺屋根葺替第2回工事

- 3 随意契約理由 :
上記建物の桧皮葺屋根は、経年による腐朽・破損が著しいため、2カ年計画で葺替工事を実施している。
本工事は前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。
よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号イにより、株式会社松村工務店と随意契約を締結するものである。

随意契約調書

1	契約年月日	平成 18 年 4 月 3 日
2	請負業者名	(株) 松村工務店
3	請負業者の住所	滋賀県東近江市蒲生岡本町 9 1 5
4	工 事 件 名	京都御所御車寄ほか桧皮葺屋根葺替第 2 回工事
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑 (京都御所内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	桧皮葺屋根葺替
8	工 (自) 期	平成 18 年 4 月 1 日
9	工 (至) 期	平成 18 年 7 月 10 日
10	請 負 金 額	49,350,000 円

随意契約理由書

- 1 請負業者名 : (株) 松村泰山堂
- 2 工 事 件 名 : 京都御所ほか障壁画修理第1回工事
- 3 随意契約理由 : 京都御所各御殿の障壁画は、安政度造営時に（一部寛政度造営時のもの残存）著名な画家によって描かれた美術史学の上でも貴重視される価値の高いもので、その数は 1,750面を超える。これらの障壁画は、150年余を経過し、西日による乾燥、経年による膠の弱化、あるいは虫害等の影響を受け、破れ・亀裂・剥落・浮き等の損傷が著しく、放置できない状況となってきたため、損傷の激しいものから順次修理を実施している。文化財的価値の非常に高い障壁画の修理は、慎重かつ入念に行う必要があり、経験豊富で高度な修復技術を持った信頼のおける業者に依頼することが望ましい。ついでに、前年度まで京都御所・桂離宮・修学院離宮などの障壁画修理を数多く手がけ、豊富な実績を有し、着実な成果を収め、障壁画の現況並びに修理の内容を熟知している株式会社松村泰山堂に依頼することが適切であると考え。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、株式会社松村泰山堂と随意契約を締結するものである。

随意契約調書

1	契約年月日	平成 18 年 8 月 25 日
2	請負業者名	(株) 松村泰山堂
3	請負業者の住所	京都市北区小山西大野町 5 1 番地 3
4	工 事 件 名	京都御所ほか障壁画修理第 1 回工事
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑 (京都御所内ほか)
6	工 事 種 別	内装工事
7	工 事 概 要	障壁画修理
8	工 (自) 期	平成 18 年 8 月 26 日
9	工 (至) 期	平成 19 年 3 月 31 日
10	請 負 金 額	19,530,000 円

変更契約調書

第1回変更

1	契約年月日	平成18年 8月25日
2	契約業者名	株式会社 松村泰山堂
3	契約業者の住所	京都市北区小山西大野町5 1 番地 3
4	工 事 件 名	京都御所ほか障壁画修理第1回工事
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑(京都御所内ほか)
6	工 期 (自)	平成18年 8月26日
7	工 期 (至)	平成19年 3月31日
8	契 約 金 額 (税 込)	19,530,000円
9	契 約 金 額 (税 抜)	18,600,000円
10	変更契約年月日	平成19年 3月16日
11	変 更 後 工 期 (至)	平成19年 3月31日
12	変 更 増 減 金 額 (税 込)	2,625,000円
13	変 更 増 減 金 額 (税 抜)	2,500,000円
14	変 更 後 金 額 (税 込)	22,155,000円
15	変 更 後 金 額 (税 抜)	21,100,000円
16	変 更 理 由	工事の進捗状況に伴い、破損著しい箇所が見受けられたので、当初設計を変更し、障壁画修理、金物修理等を行うものである。

随意契約理由書

1 請負業者名 : (株) 佐桑工務店

2 工 事 件 名 : 京都御所若宮姫宮御殿桧皮葺屋根葺替に伴うその他整備
第2回工事

3 随意契約理由 : 上記建物は、経年の腐朽・破損が著しいため、2カ年計画で桧皮葺屋根葺替等の整備工事を実施している。
今年度は、第1回工事で仮設取設、棟瓦積取解、雨樋取外し、小屋組修繕等を行っており、引き続き本工事において、木部狐格子修繕及び雨樋制作等を行うものである。
本工事は前工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事で、かつ前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者の株式会社佐桑工務店以外の者に施工させることが不利と認められる。
よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号イにより、同社と随意契約を締結するものである。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 19 年 2 月 8 日
2	請 負 業 者 名	(株)佐桑工務店
3	請 負 業 者 の 住 所	京都市左京区下鴨高木町 3 9 番地の 4
4	工 事 件 名	京都御所若宮姫宮御殿桧皮葺屋根葺替に伴うその他整備第 2 回工事
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑(京都御所内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	桧皮葺を除く建築一式
8	工 期(自)	平成 19 年 2 月 9 日
9	工 期(至)	平成 19 年 3 月 31 日
10	請 負 金 額	10,132,500 円